

法改正で対象者広がる

⑫ iDeCo(イデコ)の仕組みを確認

目指せ!
お金の達人



富山県金融広報委員会
金融広報アドバイザー

猿田 淳子

年金は「もらえて当たり前」の時代から「自分でつくる」時代が到来しました。今回は2022年の法改正でさらに使いやすくなった「iDeCo(イデコ)」の仕組みを見ていきましょう。

Q 老後に受け取れるお金には、どんなものがある?

A 老後を支えるお金は主に「公的年金」「企業年金」「私的年金」の三つがあります。国からもらう公的年金には、国民年金と厚生年金があります。会社からもらう企業年金は、退職一時金と企業年金です。このうち企業年金には、確定給付企業年金(D

B)と確定拠出企業年金(企業型DC)があります。企業型DCは会社が出す掛け金を従業員が運用し、運用次第で将来の年金額が変わります。

自分で準備をする私的年金は、国民年金基金や個人年金保険のほか、個人型DCがあり「iDeCo」と呼ばれています。iDeCoは自分で金融機関を選んで加入し、投資信託などで運用しながら将来受け取る年金を作っていく、まさに自助努力の制度です。

Q iDeCoの加入条件を教えてください。

A 20歳以上60歳未満のほぼ全ての国民が加入できます

が、国民年金または厚生年金の被保険者であることが条件です。国民年金を滞納・免除されている方は対象外になります。22年5月から対象者が65歳未満まで広がりました。ただし60歳以降も働き続け、厚生年金に加入している方や、国民年金の任意加入者のみが対象です。

また企業型DC加入者で勤務先が規約でiDeCoとの併用を認めていない場合は対象外ですが、10月からは一定の条件を満たせば、本人の意思だけで同時加入が可能になります。図1に特徴をまとめたので、ご確認ください。

Q iDeCoの掛け金と受取方法について教えてください。

A 掛け金は毎月5千円から千円単位で自由に設定でき、年に1回金額変更もできます。上限額はタイプによって異なりますので、掛け金限度額表(図2)

運用してきたお金は、60歳になった時点で通算10年以上あれば、75歳までの好きな期間に引き出すことができます。もし10年に満たない場合は、受給開始年齢が61歳以降になります。受取方法は一時金か、年金か、一時金と年金の併給かを選択できますが、75歳に達すると一時金でしか受け取れません。

Q 受け取る際のポイントは?

A 例えば「60歳でiDeCoを一時金で受け取り、65歳で退職、70歳から公的年金を受け取る」というように公的年金、企業年金、私的年金をそれぞれ何らかの形式で受け取るかを、以下のポイントを踏まえて具体的に考えてみましょう。

①公的年金は繰り下げ受給(65歳よりも後に受給する)として、受給額を増やしましょう。1年繰り下げると8.4%ずつ増額されます。

②退職所得控除額は金額が大きいのので、受け取る時期をずらすなどして、有効に使いましょう。可能であれば、先にiDeCoの一時金をもらい、4年たった後に会社の退職金をもらう方が、退職所得控除額が大きくなります。

(税理士)

iDeCoの特徴(図1)

加入可能年齢	20歳以上60歳未満 ※厚生年金、国民年金の被保険者であれば65歳未満まで可	
掛け金	月5,000円から1,000円単位で設定 上限額は、月12,000円~68,000円 ※掛け金限度額表参照	
税制優遇	掛け金を支払うとき	掛け金全額が所得控除され、所得税・住民税が節税になる
	運用している間	運用益に対して非課税
	お金を受け取る時	年金 → 公的年金等控除 一時金 → 退職所得控除
資金の引き出し	60歳までできない	
運用コスト	口座管理手数料、信託報酬など (金融機関によって異なる)	

掛け金限度額表(図2)

第1号被保険者	●自営業・フリーランス	掛け金限度額 月額68,000円	
第2号	会社員	●勤務先に企業年金がない	23,000円
		●企業型DCに加入している	20,000円
		●確定給付型の企業年金がある	12,000円
	●公務員	12,000円	
第3号	●専業主婦(夫)	23,000円	